

市民交流センター2階喫茶コーナーの有効活用に関するサウンディング調査

実施要領

令和7年10月9日

大和高田市

調査の目的等

はじめに

本実施要領は、大和高田市が「にぎわい施設」の整備を実施するに当たり、民間事業者のノウハウを活用するため、民間事業者との対話を通じてアイデアや意見、市場性等を調査する際の必要事項を定めるものです。本実施要領をご確認の上、本サウンディング型市場調査に積極的にご参加ください。

目的

大和高田市市民交流センターは平成28年4月に、市民が集い、交流の輪を広げ、大和高田市に元気ににぎわいの創出を目指しオープンしました。当館2階では、市民活動団体による市民活動がさかんに行われています。3階では、託児所と親子で過ごせるスペースを併設した子育て支援事業を実施しており、4階では高齢者支援の事業を行っている複合施設となっています。来年で10周年を迎えますが、子育て世代の親子や高齢者にとどまらず、自習を目的に集う中高生など幅広い人が集うようになり、今では年間約7万人が訪れる施設となっています。

令和7年9月に当館の喫茶スペースの営業が終了することから、空きスペースを利活用し、交流センターに集っている幅広い世代の人たちに交流してもらえる機会を設けることを目的とした、「にぎわい施設」の整備を予定しています。

今回の整備では、飲食の提供等により、当館に普段から来館されている人たちや、食事・休憩を目的とした人が自然と留まり交流するためのキッカケとなる場所づくり。また、くつろぎたい人、お喋りをしたい人、自習をしたい人、仕事をする人や楽器を演奏する人など思いの時間を過ごすことも実現できる場所を目指し共につくってきたいと考えています。

本サウンディングは、「にぎわい施設」の整備・導入にあたって、民間事業者の皆さまの関心度・事業参画の可能性・事業内容（提供形態等）を調査し、運営に関するノウハウやアイデア、行政では気づきにくい課題等を把握し、皆さまと大和高田市の活性化と、魅力向上・発信を目的に、「対話」を通じて、効率的かつ効果的な利活用をするため、公募により実施します。

調査の内容

本サウンディングでは、民間事業者の皆さまに、本実施要領の質疑応答のほか、次の内容について対話を行い、いただいた意見等を実施方針に反映させる予定です。

- ① 「にぎわい施設」の管理・運営への参画意欲や民間ニーズ
- ② 民間事業者から見た当館の課題やポテンシャル
- ③ 公募資料(募集要項、業務仕様書等)の内容について（どのような設定であれば、やってみたいと思いますか。）
- ④ 民間ノウハウを活用した市民サービスの向上について

なお、サウンディングは自由な対話を行う場であり、民間事業者の皆様に、組織としての意見表明や資料の作成・提出を求めるものではありません。

対象施設の概要

名称 大和高田市市民交流センター

所在地 大和高田市片塩町 12-5

施設の内容 市民活動団体による活動を行う場と、子育て支援・高齢者支援を行う複合施設

本件の面積 喫茶コーナー 8.13 m² 交流ロビー 113.28 m² バルコニー 約 75 m²

※施設内の他の場所についても相談して頂ければ、対象とさせていただきます。

【交流センター 2 階平面図】



【交流センターアクセス】



施設の使用について

施設の使用条件 行政財産の使用許可に基づく使用を想定しています。

施設の活用例

- 例) 既存設備等を活用した収益事業の実施
- 例) 既存設備等を利用したカフェの運営、弁当等の販売の運営

メリット

- ・民間事業者の皆さまは、既存の設備と周辺環境を利用し、収益事業を実施することができます。
- ・本市は、民間事業者の皆さまによる収益事業を実施し、施設の活性化・地域のにぎわいを創出します。

スケジュール

サウンディング申込期限 10月31日（金）までの期間随時受け付けます。
※状況により、変更となる場合があります。

見学の実施期間 10月31日までの10時～17時（10月20日は休館）

実施結果の公表 11月上旬～11月中旬

サウンディング調査対象

喫茶コーナー及び交流ロビー（バルコニー部分含む）における、にぎわい施設（カフェ、飲食の提供等）運営事業者となる意向を有する法人、個人事業主、又はそれらの共同体で、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。

- （１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
- （２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- （３）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成２１年告示第８０号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。
- （４）（１）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成１５年告示第２５号）第２条第４号又は第５号に該当する者でないこと。